

『「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に関する今後の検討における 主な論点（案）』に対する専門委員等からの主な意見

1. ヒト受精胚を用いた「難病等遺伝性疾患研究」及び「疾患（がん等）研究」について

(1) ヒト受精胚を用いた「病態解明」を目的とした研究について

- ① ヒト受精胚を用いた病態解明研究に関する必要性
 - ヒト受精胚を用いなければ得られない科学的知見
 - ヒト受精胚を利用しない他の代替的手段との関係（疾患特異的 iPS 細胞等）
- ② ヒト受精胚を用いた病態解明研究に伴う倫理的課題

(2) ヒト受精胚を用いた「治療法開発」を目的とした研究について

- ① ヒト受精胚を用いた治療法開発に関する必要性
 - ヒト受精胚を用いなければ得られない科学的知見
 - 当該研究で想定される疾患等との関係
- ② ヒト受精胚を用いた治療法開発に伴う倫理的課題

専門委員・構成員からの主な意見： （専門委員等からの主な意見（斜体は追記した意見））

- ・ 基礎的研究の範囲の中で議論をする必要がある。
- ・ 生まれてくる子の人権についても同時に考える必要がある。
- ・ 日本学術会議の報告書を尊重する必要がある。
- ・ 「難病」が「遺伝性疾患、先天性疾患」だと受け取られる表現は避けるべき。
- ・ 病態解明がある程度なされている疾患については、「治療法開発」を目的とした基礎的研究を容認してはどうか。
- ・ 「核置換技術」を「病態解明」を目的とした研究に加えてはどうか。

2. 「研究用新規作成胚」等を用いた研究について

- 「難病等遺伝性疾患研究」及び「疾患（がん等）研究」における必要性・倫理的課題
- 「生殖補助医療研究」における必要性・倫理的課題

専門委員・構成員からの主な意見： （専門委員等からの主な意見（斜体は追記した意見））

- ・ 研究用新規作成胚を用いる研究の許容に係る議論と、研究目的の妥当性については分けて議論する必要がある。
- ・ 研究用新規作成胚を用いた研究についての議論の際は、「基本的考え方」の基本原則（「研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」）の趣旨をふまえて検討する必要がある。
- ・ 研究への卵子提供のために女性に侵襲を加えることは倫理性、安全性に問題がある。
- ・ ゲノム編集技術等を用いたヒト配偶子を受精させる研究についての議論も必要である。

3. その他（※上記研究を可能と判断した場合）

(1) 対象となる技術

- 以下のゲノム編集技術等
「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第一次）で対象とする技術
- 核置換技術

(2) 審査体制等

専門委員・構成員からの主な意見： （専門委員等からの主な意見（斜体は追記した意見））

- ・ 結論に至る前に内容を公表する等、より多くの国民や当事者の方々からの意見や提案を含めるよう配慮する必要がある。
- ・ 国際的な視野を持ちながら議論する必要がある。